

よりよい幼児教育・

保育施設の運営を目指して

計画策定の背景と目的

今回策定した「保育園等施設マネジメント計画」の背景には、少子化や核家族化など、家庭や地域を取り巻く環境の大きな変化に伴う、仕事と家庭の両立の困難さ、子育ての孤立感・不安感・負担感などの増加があります。

低年齢児を中心とした保育ニーズが増加する中、「待機児童ゼロ」は継続していく必要があります。さらに、近年増加傾向にある、発達が気になる子どもとその家庭への更なる支援や児童虐待の対応なども重要です。こうした取り組みについて、これまで以上に人的資源や財的資源を有効に活用する必要があります。

本計画は、民間や地域の力を取り入れ、あらゆる資源全体で子育て支援に取り組むことで、魅力的で持続性の高い、健全な都市経営を実現しつつ、教育・保育環境の向上を図ることを目的としています。

施設の現状

市内には、現在、公立幼稚園1園、保育園8園、認定こども園1園、牧之原市菊川市学校組合が保有する保育園1園の計11園があります。これらの施設の6割は、昭和40年代後半～50年代にかけて建てられた施設です。

推進体制

本計画を進めるにあたっては、地域や保護者の意見を聞きながら、十分な理解を得て円滑な施設マネジメントを目指します。

計画の内容については、保育ニーズや人口動態の状況などに応じて、適時見直しを図ります。また、計画に基づく個別事業については、事業完了後に効果の検証を行った上で、より良い教育・保育環境の向上を図る取り組みを進めていきます。

3つの基本方針

1 市全体の教育・保育サービスの質の向上と子育て家庭への支援

先導的な役割を持つ園を設定し、保育のセーフティネットの整備のほか、教育・保育施設に通っている家庭に限らず、市内の子育て家庭全体の支援を行うことにより、市の教育・保育サービスの質の向上を図ります。

また、民間施設の支援・指導を行う体制を整備します。

2 資源の有効活用・施設の適正配置

「公共施設マネジメント基

3 民間活力の最大限の活用

民間活力を活かした効果的・効率的な運営が可能な施設について、施設の維持・更新とサービスの多様化を目的とした民間移管を図ります。

現在の保育水準を維持しつつ、民間移管によって捻出される資源を、子どもを産み育てやすいまちづくりを実現するために活用します。

計画の推進により変わるこ

指導主事、幼児教育アドバイザーなどの配置

指導主事、幼児教育アドバイザー、保育ソーシャルワーカーを配置し、子育て家庭全体の支援や、子育て家庭が抱えるさまざまな課題の解決を図り、教育・保育内容などの支援・指導を行うことにより、質の向上を図ります。

市独自の人員基準の創設

保育士配置基準について、質の向上および保育士などの負担軽減（保育士の確保）の観点から、市独自の人員基準創設を進めます。

「例えば」

▼1歳児Ⅱ保育士1人に対して園児6人を5人へ

▼3歳児Ⅱ保育士1人に対して園児20人を15人へ

公設民営（指定管理） 保育園の民営化

指定管理者制度により、公設民営を行ってきた保育園については、運営法人変更による保育環境の影響や運営実績を考慮して「現在運営してい

園別の取り組み方針

▶ 静波保育園（定員 150人）

指定管理期間終了後の令和4年4月に民営化（本年度、移管審査を実施）

▶ あおぞら保育園（定員 106人）

▶ 細江保育園（定員 110人）

指定管理期間終了後に民営化



静波保育園

▶ 坂部保育園（定員 80人）

公設公営として継続

▶ 菅山保育園（定員 80人）

▶ 萩間保育園（定員 80人）

▶ 勝間田保育園（定員 90人）

建て替えを前提とした民営化（市が設立する社会福祉事業団へ令和4年4月に移管）

▶ 牧之原保育園（定員 120人）

建て替えを前提とした民営化（市が設立する社会福祉事業団などへ移管）

▶ 地頭方保育園（定員 90人）

▶ 地頭方幼稚園（定員 75人）

統合時（*）に建て替えを前提とした民営化（市が設立する社会福祉事業団などへ移管）

* 地区における児童数が適正なクラス規模となる場合に統合し、こども園化する。

（令和2年度を基準に、3年連続で地区の0歳児が24人以下となった翌々年に統合）

▶ 相良こども園（定員 93人）

適正配置を検討（地区の人口動態や利用状況、近隣施設を踏まえる）

市では、幼児教育・保育環境の向上を図るため、今後の公立教育・保育施設（幼稚園・保育園・認定こども園）の運営や適正配置など、市が目指すべき姿を明らかにし、基本的な方向性を示す「牧之原市保育園等施設マネジメント計画」を策定しました。

問い合わせ先 保育園民営化推進室 板倉 ☎（23）0084

社会福祉事業団とは

▶ 民間事業者ではあるが、市が設立する法人であるため、市の保育施策を反映しやすく、運営への関与が大きい ▶ 設立当初は市の保育士などを派遣し、徐々に事業団の固有職員に変更するため、保育内容は継承 ▶ 延長保育や一時預かり事業、休日保育、病後児保育など、更なる事業展開も可能 ▶ 民間の法人であるため、新園建設について、国や県の補助制度を活用可能

